



自衛官募集について

一般曹候補生（陸・海・空自衛隊）
受験資格 18歳以上33歳未満の男女
募集期間 11月21日(金)
試験日 11月29日(土)～12月4日(木)
のうち指定する1日

自衛官候補生（陸・海・空自衛隊）
受験資格 18歳以上33歳未満の男女
募集期間 年間を通して募集
試験日 毎月実施しています

陸上自衛隊高等工科学校
受験資格 令和8年4月1日現在、
15歳以上17歳未満の男子
(平成21年4月2日から
平成23年4月1日までの
間に生まれた者)で、中
学校卒業者または中等教
育学校の前期課程修了者
(令和8年3月に中学校
卒業または中等教育学校
の前期課程修了見込みの
者を含む)
募集期間 令和8年1月15日(木)

試験日
一次試験 令和8年1月24日(土)～25
日(日)のうち指定する1日
令和8年2月12日(木)～15
日(日)のうち指定する1日
問自衛隊旭川地方協力本部紋別地域事務所
☎ 0158-23-2696

**所得税及び復興特別所得税の予定
納税（第2期分）の納税について**
納期 11月1日(土)～12月1日(月)
予定納税とは
前年分の所得金額や税額などを基
に計算した予定納税基準額が15万円
以上となる場合には、原則、この予
定納税基準額の3分の1相当額をそ
れぞれ7月（第1期分）と11月（第
2期分）に納めることとなっています。
この制度を「予定納税」とい
ます。予定納税額は、確定申告の際
に計算した税額から差し引くこと
により精算します。

納税する額
なお、特別農業所得者の方の予定
納税額については、予定納税基準額
の2分の1の金額を、第2期分とし
て1回のみ納付することとされています。
また、令和6年分の所得税及び復
興特別所得税の確定申告において、
予定納税額の通知書の「電子交付」
を希望した方については、予定納税
額の通知書を書面の送付に代えて
e-Taxにより通知しています。

予定納税額の減額申請
廃業、休業または業況不振などの
場合は、法廷納期限の翌日から延滞税
を支払う場合があります。
e-Taxにより通知しています。

予定納税額の減額申請
廃業、休業または業況不振などの
場合は、法廷納期限の翌日から延滞税
を支払う場合があります。

窓口無人化への試行的取組について

国税庁では、「あらゆる税務手続

が税務署に行かずにできる社会」の
実現を目指し、税務行政のDXに
取り組んでいるところです。税務署窓口相談から電話相談へ、
電話相談からデジタルへつながる施
策を実施するため、紋別税務署にお
いても窓口の見直しを行っておりま
す。見直しの一環として、来署した納
税者の一般相談には、税務署に設置
した直通電話から専門職員が対応す
る電話相談センターへ案内してお
り、税務署職員との相談は事前予約
制となっております。また、納税者の自己解決に向けて、
国税庁HP内の「チャットボット」
および「タップスアンサー」の利用
に向けたりーフレットを用意してお
ります。加えて、オンライン利用を促進し
つつ、窓口・相談事務全体の効率化
を図る観点から、順次、税務署窓口
における用紙の配付方法を見直すこ
ととしており、用紙が必要な場合に
おいては、可能な限り国税庁ホームページ
をご活用いただくようお願いしてお
ります。社会全体のデジタル化を推進し、
理由で10月31日(金)の現況による令和
7年分の「申告納税見積額」(年間所
得や所得控除などを見積もって計算
した税額)が、税務署から通知さ
れます。この制度を「予定納税」とい
います。予定納税額は、確定申告の際
に計算した税額から差し引くこと
により精算します。

第2期分の予定納税額の減額申請
をする場合は、11月17日(月)までに「予
定納税額の減額申請書」に必要事項
を記載し、書面またはe-Tax
にて所轄の税務署に提出してください。
提出後、税務署では、その申請に
ついて承認、一部承認または却下の
いずれかを決定し、その結果を書面
またはe-Taxでお知らせしま
す。

※「予定納税額の減額申請手続」に
ついては、国税庁ホームページをご
確認ください。
※予定納税額の減額申請書をe-
Taxで提出される方のうち、税
務署から送付される減額申請の承認
通知書などの「電子交付」を希望
した方については、減額申請の承認通
知書などをe-Taxにより受け
取ることができます。

※予定納税額の減額申請書を
すでに利用されている方
振替日は12月1日(月)です。

○振替納税
・すでに利用されている方
□座引き落としができなかつた場
合は、法廷納期限の翌日から延滞税
を支払う場合があります。

税金

窓口無人化への試行的取組について

電話相談からデジタルへつながる施
策を実施するため、紋別税務署にお
いても窓口の見直しを行っておりま
す。電話相談から電話相談へ、
電話相談からデジタルへつながる施
策を実施するため、紋別税務署にお
いても窓口の見直しを行っておりま
す。見直しの一環として、来署した納
税者の一般相談には、税務署に設置
した直通電話から専門職員が対応す
る電話相談センターへ案内してお
り、税務署職員との相談は事前予約
制となっております。また、納税者の自己解決に向けて、
国税庁HP内の「チャットボット」
および「タップスアンサー」の利用
に向けたりーフレットを用意してお
ります。加えて、オンライン利用を促進し
つつ、窓口・相談事務全体の効率化
を図る観点から、順次、税務署窓口
における用紙の配付方法を見直すこ
ととしており、用紙が必要な場合に
おいては、可能な限り国税庁ホームページ
をご活用いただくようお願いしてお
ります。
社会全体のデジタル化を推進し、
理由で10月31日(金)の現況による令和
7年分の「申告納税見積額」(年間所
得や所得控除などを見積もって計算
した税額)が、税務署から通知さ
れます。この制度を「予定納税」とい
います。予定納税額は、確定申告の際
に計算した税額から差し引くこと
により精算します。

第2期分の予定納税額の減額申請
をする場合は、11月17日(月)までに「予
定納税額の減額申請書」に必要事項
を記載し、書面またはe-Tax
にて所轄の税務署に提出してください。
提出後、税務署では、その申請に
ついて承認、一部承認または却下の
いずれかを決定し、その結果を書面
またはe-Taxでお知らせしま
す。

※「予定納税額の減額申請手續」に
ついては、国税庁ホームページをご
確認ください。
※予定納税額の減額申請書を
すでに利用されている方
振替日は12月1日(月)です。

○振替納税
・すでに利用されている方
□座引き落としができなかつた場
合は、法廷納期限の翌日から延滞税
を支払う場合があります。

税務手続きのオンライン化を普及させ
ていくためには、税務署だけではなく、
納税者皆さまのご協力をいた
だきながら進めていく方がより効果
がありますので、ご協力のほどよろ
しくお願ひいたします。

問 紋別税務署

☎ 0158-23-2191

個人事業税・第2期の納期限について

個人事業税は、個人が地方税法な
どで定められた事業を営む場合に、
その事業の所得を基礎にして課税さ
れる税金です。納税通知書は8月8日に1期分と
一緒に送付済ですので、第2期分は
12月1日(月)までに忘れずに納めてく
ださい。
eLTAXでは、自宅やオフィ
スからインターネットで道税(法人
道民税、法人事業税(特別法人事業
税)、道たばこ税、ゴルフ場利用税、
軽油引取税、循環資源利用促進税)
の納税、申告、申請の手続きができ
ます。
eLTAXやeL番号が記載
されている納付書があれば、自宅や
オフィスなどから、スマートフォン
やパソコンなどを利用してキヤッ
シュレスで納税できますので、地方
税お支払サイトのご利用、ご確認を
お願いします。
※金融機関、コンビニエンスストア
でも納税できます。

eLTAXやeL番号が記載
されている納付書があれば、自宅や
オフィスなどから、スマートフォン
やパソコンなどを利用してキヤッ
シュレスで納税できますので、地方
税お支払サイトのご利用、ご確認を
お願いします。

eLTAXやeL番号が記載
されている納付書があれば、自宅や
オフィスなどから、スマートフォン
やパソコンなどを利用してキヤッ
シュレスで納税できます。

※金融機関、コンビニエンスストア
でも納税できます。

eLTAXやeL番号が記載
されている納付書があれば、自宅や
オフィスなどから、スマートフォン
やパソコンなどを利用してキヤッ
シュレスで納税できますので、地方
税お支払サイトのご利用、ご確認を
お願いします。

※金融機関、コンビニエンスストア
でも納税できます。

eLTAXやeL番号が記載
されている納付書があれば、自宅や
オフィスなどから、スマートフォン
やパソコンなどを利用してキヤッ
シュレスで納税できますので、地方
税お支払サイトのご利用、ご確認を
お願いします。

eLTAXやeL番号が記載
されている納付書があれば、自宅や
オフィスなどから、スマートフォン
やパソコンなどを利用してキヤッ
シュレスで納税できます。

個人事業税・第2期の納期限について

い

納税額（第1期分と第2期分の合計
額）を記載する必要がありますので、
記載忘れにご注意ください。

問 紋別税務署

☎ 0158-23-2191

11

広報おうむ

10

広報おうむ